

令和8年度五所川原市「青森新時代」への架け橋資金支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内に住所を有し、市内で新たに事業を開始しようとする者、又は、開始している者が青森県「青森新時代」への架け橋資金特別保証融資制度要綱（以下「県要綱」という。）に基づく融資を受ける際、青森県信用保証協会（以下「協会」という。）が債務の保証を行った場合において、当該者の所要資金の円滑な資金調達を支援し、もって地域経済の活性化や雇用に資するため、当該年度の予算の範囲内で、当該者が支払う信用保証料を補助するために必要な事項等については、五所川原市補助金等交付規則（平成17年五所川原市規則第42号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象)

第2条 信用保証料の補助の対象は、県要綱2の(1)の①及び②、(2)、(3)の①、②、⑤及び⑥並びに(4)の④に掲げる融資（融資額が1,000万円以内、かつ、融資期間が10年以内（うち据置期間が2年以内（県要綱2の(1)の①及び(1)の②のうち借換資金並びに(4)の④については、1年以内））のものに限る。）に係る債務の保証とする。ただし、補助対象となる太陽光発電設備は、自家消費を目的として導入されるものに限る。

2 この要綱による信用保証料の補助の対象となる融資は、次の各号のいずれにも該当する者が受ける融資とする。

(1) 次のいずれかに該当する者で、市内で営業を開始するもの又は開始しているもの

ア 個人にあつては市内に住所を有する者

イ 法人にあつては市内に法人登記をしている者

(2) 前年度分の市税の滞納がない者

3 前2項の規定にかかわらず、市外の事業所の事業資金に係る融資に関する債務の保証については、補助の対象とならない。

(実施期間)

第3条 この制度の実施期間は、県要綱10に定める実施期間とする。

(信用保証料の補助)

第4条 協会が、第2条に定める補助対象に係る債務の保証を行った場合に、県要綱の規定に基づき算定した信用保証料の額のうち、県要綱3の(4)のロの規定により青森県が協会へ補助する金額を控除した額を、協会に対し補助する。ただし、次の金額は補助対象外経費とする。

(1) 事業者選択型経営者保証非提供制度要綱に定める保証料率0.25%又は0.45%の上乗せに相当する額

(2) 県要綱2の(1)の①に掲げる融資を受ける際、県要綱3の(4)のロの規定により差し引かれる0.2%の保証料率に相当する額

2 前項の規定にかかわらず、創業・成長産業推進金融対策事業費補助金の対象とならない融資に関し、協会が行った債務の保証に係る信用保証料については、補助の対象とならない。

3 第1項の補助は、償還条件の変更に係る信用保証料は含まないものとする。

4 信用保証料の補助については、市と協会との間で締結する信用保証料補給契約書に基づいて行うものとする。

(信用保証料補助金の申請及び決定)

第5条 協会は、前条の規定により市から信用保証料補助金の交付を受けようとするときは、五所川原市「青森新時代」への架け橋資金支援補助金交付申請書（様式第1号）に、次の書類を添付し、市長に申請しなければならない。

(1) 保証対象者毎の保証額、信用保証料率及び信用保証料の額のわかる明細書

(2) 前年度分の市税の納税証明書等の写し

(3) 情報提供書

(4) 県要綱2の(4)の④により融資を受けた者にあつては、事業承継計画書の写し又は事業承継したことが証明できる法人登記簿等の写し

2 市長は、前項の規定により申請があつたときは、当該申請に係る書類等を審査し、信用保証料補助金の交付の可否を決定するものとする。

3 市長は、前項の決定を行ったときは、その結果を協会へ通知しなければならない。

(信用保証料補助金の請求)

第6条 協会は、前条第3項の通知を受けた場合は、四半期毎に当該月の前月分までに係る信用保証料の補助について、当該各月の末日までに、五所川原市「青森新時代」への架け橋資金支援補助金請求書(様式第2号)により、請求を行うものとする。

(信用保証料補助金の支払い)

第7条 市長は、前条の請求があつた場合は、速やかにこれを支払うものとする。

(信用保証料補助金の返還)

第8条 市長は、信用保証料補助金の交付の対象となつた債務の保証に関し、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の全部又は一部の補助決定を取消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 借入保証期間が短縮し、又は借入金額が減少した等の理由により、既に交付された信用保証料補助金に返戻が発生したとき。

(2) 虚偽の申請又は不正な手段により債務の保証を受けたとき。

(貸付状況の報告)

第9条 協会は、この制度の貸付状況について、毎月の実績を翌月の15日までに市長に報告しなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めのない事項については、市と協会が協議の上、決定する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。